

子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約

第一部： 第4・5回『総括所見』と愛着理論を踏まえて

第二部： 児童福祉法改正、児童虐待防止法改正、民法改正および関係法令の改正から見る子どもの権利条約

新島 一彦¹
木附 千晶²

はじめに

本稿は、令和3（2021）年8月、平成国際大学で開催された教員免許状更新講習において「子どもの力を伸ばす権利条約」というテーマで行われた講習で扱われた内容をもとに執筆するものである。

本講習は、二人の教員が担当した。木附は、保育・教育現場における「子どもの権利条約」の活用方法について担当し、新島は「子どもの権利条約」において重要なキーワードとなる「子どもの最善の利益」という文言が、児童福祉法や民法に取り入れられたことの意義を担当した。したがって、本稿は2部構成となることをご了承願いたい。第一部は、「日本の子どもの権利状況を解決する手段—第4・5回『総括所見』と愛着理論」と題して木附が執筆する。第二部は「児童福祉法改正、児童虐待防止法改正、民法改正および関連法令の改正から見る子どもの権利条約」と題して、新島が執筆する。

なお、この講習は2019度と同じテーマの下に実施されたものである（2020年度はコロナ禍のため開催されなかった）。したがって本稿の内容は、2020年3月に発行された「教職研究」に搭載された論文とおおむね同じ主旨となっている。

しかしながら、2019年2月に国連・子どもの権利委員会が日本に対し、日本の第4回・5回総合定期報告書に関する総括所見を発表したことや、2019年6月に成立した「児童虐待防止法の改正」、民法の「親権」に関する法制審議会での検討が開始された点を含め、その後の最新の情報を加えるなどの改訂を行っていることを予めお断りしておきたい。

本講習には、保育・教育現場に携わる保育士や幼稚園教諭、小・中・高の教員等が参加し、午後に行われたワークショップでは、現場の経験を活かした熱心な討論が繰り広げられ有意義なものとなったことを付言しておきたい。

¹ 平成国際大学名誉教授

² 文京学院大学非常勤講師、臨床心理士

第一部　日本の子どもの権利状況を解決する手段－第4・5回『総括所見』と愛着理論

木附 千晶³

子どもの権利条約の存在理由および制定目的

子どもの権利条約は、子どもの尊厳、成長および発達を保障するため、1989年11月10日に国連総会で採択された。同条約の制定目的および存在理由の中核は、子どもの固有の生命に対する権利を保障した上で（6条参照）、次の4つ権利（利益）を保障することにある（福田 2014）。

- (1) 尊厳の保障：子どもを固有の尊厳をもった一人の人間主体として認めること（前文、その具体化としての条約12条の意見表明権）
- (2) 成長する権利：子どもが今を幸せに生きること（前文は成長・福祉、6条は生存と表現している）
- (3) 発達する権利：子どもが「人格の完全なかつ調和のとれた」人へと発達すること（前文、6・29条）
- (4) 愛される権利：これらを実現するためには、「幸福、愛情および理解のある環境」が保障されなければならないこと（前文、一般的注釈第7号29、愛される権利の具体的な保障としての12条の意見表明権）

誤解を怖れずに端的に言うと、子どもの権利の本質は、子どもが成長のプロセスで出会う父母や教員など身近なおとなに愛されることによって（上掲4）、一人の人間として尊重され（上掲1）、自らの成長と発達を実現する（上掲3と4）権利だと言うことになる。子どもの権利条約は、前文で愛される権利、尊厳と成長と発達を実現する権利を宣言し、これら4つの権利こそ子どものもつとも中核的な権利、“子どもの基本権（= Child's fundamental rights）”としているのである。そして条約の規定するその他のさまざまな権利（親の権利を含む）、原理や原則（例えば「最善の利益」・「保護」）および国・おとの責務等は、すべて“子どもの基本権”を具体的に保障するために制定されたものであり、それらはすべて“子どもの基本権”を実現するためのものとして解釈されるべきである（子どもの権利条約日本 2017）。

子どもの権利条約に基づく政府報告審査と「総括所見」

日本は1994年に158番目の国として子どもの権利条約を批准した。未批准の国はアメリカ合衆国を残すのみとなり（2019年2月現在）、すべての国連加盟国による完全批准の達成という国連始まって以来の快挙を達成する勢いで世界中の支持を得ている。

³ 文京学院大学非常勤講師、臨床心理士

同条約は、批准国に対して「条約において認められる権利の実現のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進捗に関する報告を、国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束」（第44条）しており、日本政府は、1998年5月（初回日本政府報告審査）、2004年1月（第2回日本政府報告審査）、2010年5月（第3回日本政府報告審査）、2019年2月（第4・5回日本政府報告審査）を受けた。審査を踏まえて国連「子どもの権利委員会」（以下、国連）は日本政府に対し4回の「総括所見」（第3回まで日本政府は「最終所見」と表記）を出している。

また、同条約は「この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため」（45条）、批准国政府のみならず、批准国のNGOなど専門機関等に報告の提出を要請しており（第45条（a））、過去三回の審査時はもちろん、第4・5回の審査に向けた専門機関等からの報告書（代替報告書）も提出されている。第3回までの「総括所見」は、以下の通りである。

- ①「成長発達の主要な三つの場である家庭、学校、施設のすべてで競争（管理）と暴力、プライバシーの侵害にさらされ、意見表明を奪われ、その結果、発達が歪められている（Developmental Disorder）」（第一回）
- ②「教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的健康に否定的な影響を及ぼし、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げている」（第二回）
- ③「驚くべき数の子どもが、情緒的・心理的充足感（well-being）を持てずにより、その決定的要因が子どもと親および教師（おとな）との関係の貧困さにある」（第三回）

画期的な第4・5回「総括所見」

過去3回の「総括所見」は、いずれも「戦争や飢餓も無い経済先進国であるはずの日本の子どもたちがきちんと成長発達できていない」ことを示唆したものであり、日本社会に大きなインパクトを与えた。しかし、その本質がきちんと理解され、実践してきたかというとそうではない。

日本でも、「同条約は戦争や紛争、飢餓や伝統的な因習によって生命・身体が危機にさらされている発展途上国そのためのもの」との考えも根強い。しかし、冒頭に述べた同条約の存在理由および制定目的を見れば、同条約が外国人差別や児童労働、戦争や餓死、教育を受ける権利の侵害などの“古典的な権利侵害”の解消だけを目指したものでないことは明らかである。

実は第4・5回「総括所見」は、はじめてこの視点に立った画期的なものとなった。「子どもがおとなと違うこと」を承認し、それを子ども期（時代）と名付け、その特徴が成長発達期（時代）であることを認めたのである。加えて、その子ども期間＝成長発達期を危殆にさらしているのは「社会の競争的性質」であることも明言した（20a）。

つまり、上述したようないわゆる発展途上国に見られるような“古典的な権利侵害”だけではなく、経済的な先進国である日本では新たな子どもの権利侵害が起きていると述べた。端的に言えばそれは、経済的な先進国であることを維持・発展させるために導入されている競争原理と国家的規制のなかで、日本の子どもたちは支配管理され、成長発達でき

ないでいると指摘したのである。

調和の取れた人格へ発達できていない親による子育て

新型コロナウィルスの蔓延で中断した年はあったものの平成国際大学で例年行っている教員免許更新講習「子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約」の参加者たちの実体験や日頃の悩みなどからも、先進国日本における新たな子どもの権利侵害は明白である。

同講座では、前半に座学として子どもの権利条約について学び、後半では子どもの権利条約の視点から日本の子ども状況についてディスカッション（グループワーク）を行っているが、近年、よく出されるのが「親や家庭の問題」である。2021年8月の講習では、多くの参加者から「家庭の問題への介入の難しさ」や「親になりきれていない親」という指摘がなされた。具体的には①過干渉の親、②親の都合・気持ちを優先させる親、③教育熱心過ぎる親、④過度の放任、⑤子どもの世話をしない、子どもにお金をかけたがらない親、⑥親の精神疾患、自傷行為、コミュニケーションができない親などが例に挙がった。④⑤⑥の親の背景には、貧困などの問題があるケースも無いわけでもなかつたが、必ずしも「経済的に困窮している=世話をできない、お金を払えない」ということではない。「経済的には困っておらず、高級車を乗り回すなど自分（親）にはお金をかけるのに子どもの給食費の支払いさえも渋る」というようなケースも少なくなかった。

子どもが引きこもってしまったり、不登校になっても親と連絡が取れなかったり、親が協力的でないと教員からの支援は難しい。介入されることに拒否的な親も多いという。

こうした個々のケースを聞いていて危惧するのは、親自身が自らの育ちのなかで身近なおとなから受容的な応答関係（愛情）をもらえておらず、子どもの養育に不可欠な共感能力を育めず、「人格の完全なかつ調和の取れた発達」（権利条約前文）ができないまま子どもを産み・育てる立場になってしまったのではないかということだ。自分（親）が持っていないものは他者（子ども）へ与えることはできない。その負のスパイラルがコロナ禍の家庭を直撃しているように思える。

子どもの権利を理解するための心理学的知見

ではなぜ、子どもが調和の取れた人格へと成長・発達するために、なぜ身近なおとなに愛されること（おとなとの受容的な応答関係の形成）が必要なのかを心理学的知見から明らかにしたい。

無力なまま生まれてくる子どもは、だれかに世話をされなければ生き延びることができない。そのため人間は、「他者とつながる」能力を持って生まれてくる。この能力の起源は、乳児が養育者（多くの場合は母親）との間に発達させる情緒的な絆「アタッチメント（愛着）」と呼ばれるものである。1950年代にイギリスの児童精神科医 Bowlby が戦争孤児の研究や動物行動学の研究から、発見し、提唱した。Bowlby (2004) は、第二次世界大戦による戦争孤児の調査報告書の中で、養育者を失った子どもの精神・身体の発達に遅れが生じることを報告し、乳幼児と養育者（多くの場合は母親）との基本的な関係性であるアタッチメントを基盤として子どもの全人的な発達が遂げられるとした。

今、このアタッチメント理論（愛着理論）が、臨床心理の世界で再び注目を浴びている。不適切な養育（虐待）を受けた子どものトラウマ治療や虐待の世代間連鎖などの研究が進み、科学や大脳生理学が発展し、健全なアタッチメントを築ける養育者とのかかわり、すなわち、子どもが安心して欲求を出すことができ、それに応答してくれるおとなとの継続的な関係性（受容的な応答関係）が、健全なパーソナリティ形成（心の発達）に不可欠であることが分かつてきただのである（岡田 2016）。

子どもは、恐い思いをしたり、疲れたり、病気になつたりしたとき、特定の養育者に近接することで、その恐怖を鎮めようとする（アタッチメント行動）。こうした子どもの行動——泣く、笑う、甘えるなど——によって、養育者側には「子どもの不安を緩和してあげたい」という感情が芽生え、慰めるための行動が喚起される。両者の間に、こうした相互作用が繰り返されることで、アタッチメントが形成され、養育者は子どもの安全基地となり、子どものアタッチメント行動はさらに強化されていく。心理学的に「愛する」関係（子どもから見たら「愛される」関係）とは、子どもが「ねえ、ねえ」と言って養育者に呼びかける本能に対して養育者が顔を向け、欲求（ニーズ）をくみ取り、問題（不安）を解消し、子どもに安心感を与える応答なのである。こうした関係性によって子どもは、外界からの刺激による恐怖を収める感覚（情動コントロール）を学び、「自分は大切な存在である（自己肯定感）」という感覚を手に入れる。「自分は守られている」という安全感を獲得し、「世の中は自分を受け入れてくれている」という基本的信頼感を育て、「求めれば他者は助けてくれる」という対人関係パターンを学ぶ。自分の恐怖に共感し、手を差し伸べてもらった経験から、やがて他者の痛みに共感し、他者とつながり、他者を助ける人へと成長する。「戻ることができる安全な場所がある」（安全基地）という確信が、外の世界を探索する勇気や新しい物事にチャレンジすること、自律的に自分らしい人生を歩むことを可能にしする（木附 2008）。

このようにアタッチメントおよびアタッチメント行動は、たんに生存に関わる潜在的危機を回避し、生存の可能性を高めるだけでなく、人間をつねに安定した情動状態に置き、外界への探索活動や学習活動を促進し、持続的で円滑な対人関係を築くために不可欠なものだ。

Siegel (2000) は、アタッチメントとは①養育者（愛着対象）への接近を求める力であり、②安心感を持つ力（苦しいときや困ったときにその苦しみを緩和する力）であり、③心の中に安全基地のモデルを発展させる力（養育者と同一化し、養育者と離れていてもいつでも一緒にいて守られている感覚を持つ力）であると述べ、遠藤（2005）は、親子関係だけでなく、成人期における横の関係（友人・恋愛関係など）においても成り立つもので、生涯にわたってその人の適応に寄与し得るものであるという。また、近年「増えている」と言われる発達障害、なかでも ADHD と見られる子どもとの関連も指摘されている（岡田 2020）。

孤独のなかであえぐ子ども

今、日本の子どもの多くが受容的な応答関係を保障してもらはず、孤独のなかであえいでいる。

その事実を示す客観的なデータのひとつが第三回「最終所見」に大きな影響を与えた国連児童基金（ユニセフ）によって行われた経済協力開発機構（OECD）加盟国15歳を対象とした『先進国における子どもの幸せ』（2007年）という調査である。この調査では、24ヶ国中、日本は「孤独だと感じる」率がトップであり、ほぼ3人に1人が孤独感を抱えていた。

子どもの気持ちが無視されているという事実は、体罰を容認するおとなの方の数からも明らかだ。厚生労働省調査が21年に発表した調査では、しつけ名目で半年以内に体罰を与えたと答えた養育者は3割を超えた。体罰以外も含め、具体的行為としては「尻や手の甲をたたくなど物理的罰を与える」は28.4%、「怒鳴ったり『だめな子』などと否定的言葉を言ったりして心理的に追い詰める」は28.1%だった。また、公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン2021調査でも、「しつけのため」として子どもへの体罰を容認するおとなが4割に上った。前回（2017年）より2割減とはいえ、半数近いおとなが体罰を容認しているというのは驚くべきことだ。同調査では、「怒鳴りつける」「だめな子だと言う」「にらみつける」といった子どもの心を傷つける行為をされた子どもが、38.7%もいいたという。

コロナ禍で子どもたちの居場所は減るばかりだ。昨今では家出少女がその日の宿や食事、金銭を無償で提供してくれる「神」をSNSなどを使って求める「神待ち」が、問題視されている。『令和2年における少年非行、児童虐待および子どもの性被害の状況』（警視庁）によると、SNSに起因する事犯の被害に遭った子どもは1819人。その9割が中高生で、利用したSNSはTwitterが全体の35%以上だった。性暴力被害等から少女を守る活動をしている一般社団法人Colabo（コラボ）によると、19年には590人だった相談件数が、20年度には約1500人に跳ね上がった。「外出自粛」で親と距離を置くことが難しくなったり、アルバイトが減って生活費を稼げなくなるなど、逃げ場を失った少女たちからのSOSだという（『生活と自治』21年6月号）。日本精神保健福祉協会が始めたメール相談にも、親からの暴言や暴力、理不尽な要求や束縛に「親を殴ってしまうかも」との声が寄せられている（『東京新聞』21年8月29日）という。前出の記事中では「家庭でも学校でも社会の中でも『甘えるな』『逃げるな』と言われ続け、虐待や性暴力の被害にあっても、自分に非があると思い込まされている」という仁藤夢乃コラボ代表の話も紹介されていた。

逃げる場を失い、おとなに絶望し、死を選ぶ子どもも増えた。厚生労働省自殺対策推進室が発表した『令和2年中における自殺の状況』（21年3月）では、10～20代の自殺の増加が顕著だ。従来から日本では10代の死因一位は自殺で、世界的にもめずらしく問題視されてきたが、今回は過去最多の777人（前年比118人増）。また、文部科学省がまとめた小中高生の自殺は前年より140人多い479人だった（『東京新聞』21年2月17日）。大学生を含む20代の自殺率も大きく増え、前年より404人多い2521人である。

自殺と関連の深い鬱症状を訴える子どもも増えている。国立成育医療センターが20年末に行った調査では、小学4～6年の16%、中学生の24%、高校生の30%に中等度以上のうつ症状が見られ、自殺や自傷を「ほとんど毎日考えた」小学4年生以上は6%いた。また、「高等教育無償化プロジェクト」という大学生の団体が行った学生実態調査でも、「何も無いのに涙が出る」「眠れない」「イライラする」など、コロナ前とは明らかに違う心身の不調を訴える声が増えたという（2021木附）。

受容的な応答関係を破壊する競争主義

子どもたちの成長発達の土台となる「愛し、愛される」関係、すなわち受容的な応答関係を壊し、子どもの成長発達の阻害要因になっているもの。それについては、すでに述べたように第4・5回「総括所見」も明示した「社会の競争的性質」である（20a）。

第4・5回日本政府報告審査に先駆けた市民・NGOによる代替報告書のひとつで子どもの権利条約日本（2017）は、社会の競争的性質がもたらす子どもの人権侵害についてこう述べている。

「新たな子どもの人権侵害の特徴は、日本の国家目標である『経済最優先主義』、とくに『国際的な経済的・政治的競争力の回復』を達成するために導入された一連の『新自由主義的子ども施策』によってもたらされているという点にある。端的に言うと、子どもの権利条約の前文が条約のもっとも本質的なものとして要請している、①子どもの固有の尊厳、②待ち人ではなくて今を幸せに生きる権利、および③人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、幸福、愛情および理解のある雰囲気（以下『受容的・応答的な人間関係』）の中で成長する権利が、新自由主義体制下の国策によって完全に奪われてしまっている。受容的・応答的な人間関係の中で豊かな子ども期を過ごすことに代えて、経済的格差による子どもの貧困の増大、競争主義に基づく早期選別、一日も早い自立要請、勝ち組に残るためのプレッシャー等の中で、日本の子どもたちは、人格形成に不可欠な『自己肯定感』や『共感能力』を培われないまま子ども期を過ごすことを強いられている。その結果、日本の子どもが総体として一人ひとりの尊厳・幸せ・成長発達を著しく損なわれ、潰されているということである」。

「愛される権利」とは何か

冒頭でも述べたように、子どもの権利条約は「子どもの尊厳と成長と発達を保障するため」に存在する。それを実現するために同条約の前文は、子どもに「幸福、愛情および理解のある環境」の保障、すなわち「子どもは愛される権利」を有していることを宣言している。しかし、「愛される権利」を持っているといっても、それはきわめて抽象的であり、ただ単に「子どもは愛される地位にある（＝幸福、愛情および理解のある環境を保障される地位にある）」という思想を表明しているにすぎない。これまで子どもがそのような存在であるということは教育学や心理学においても、自明のこととして承認してきた。しかし親や教員、国は、詳述したように、「これがあなたのため」と言って、あるいは国や社会やおとな側の論理で、子どもを支配・管理し、その尊厳と成長・発達を守れずにいる。これでは「愛される権利」とは、子どもを押さえ込むためのおとなの正当性を根拠付ける「権限」に過ぎず、逆に子どもにとって有害もしくは絵に描いた餅でしかない。

その裏には「子どもは未熟な存在であるから、『愛される権利』の具体的な内容を自ら決定することはできない。だから理性的な存在と見なされている国や保障的地位にある親や教員が子どもに代わって、子どものためにそれを決定し、子どもの『愛される地位ないしは権利』を保障してあげるのだ」というおとな都合の考え方がある。このような権利

を「利益説的権利」と言う（福田 2004）。憲法にも保障されている「学習権」（13条、26条）も同じだ。実際には、子どもが学習権の具体的な内容を決定することなどはできない。もし、子どもが「こんな授業は受けたくない」などと言えば、「問題ある子ども」「協調性のない子ども」として、発達障害のレッテルを貼られてしまうことも多々ある（国連で意見表明をする会 2017）。今の日本における「学習権」は、今の教育に黙って従うことしかない。同条約29条の教育の目的に向かって自己の成長・発達を実現する権利としての主体的な「学習権」とはほど遠いものである。

12条「意見表明権」の重要性

子どもの権利条約前文の「子どもの愛される地位ないしは権利（＝幸福、愛情および理解のある環境を保障される地位ないしは権利）」も講学上形式的にはこのような「利益説的権利」に属する。しかし、子どもの権利条約の画期的な歴史的意義は、子どもの「愛される権利」を単に利益説的権利として宣言するだけではなしに、同条約12条「意見表明権」を通して、「愛される権利」の具体的な内容を特定し、子ども自身が「愛される権利ないしは地位」を自らの力で実現できる権利として保障しているところにある。しかもその内容は先述した成長発達のための心理学的知見をそのまま認めるものとなっている。以下に説明しよう。

これまで12条「意見表明権」は、子ども未熟論を克服して権利行使の主体性を保障するために、条約13条「表現の自由」などとともに市民的自由の系譜に属すると理解してきた。従って、子どもの表明した意見の内容それ自体を尊重すること（限りなく自己決定権に近づく）や、子どもが社会に参加する権利を保障したものと理解されていた。しかし、それではまだ未成熟な子どもに対し「自分で決めたのだから、自分で責任をとりなさい」という、早期の自立を促し自己責任を問うという残酷なものとなるし、新生児には行使できない。

このような観点から12条「意見表明権」をもう一度見直してみれば、その「意見（views）」が、新生児でも表明できる欲求やアタッチメント行動や非言語的な態度や行動をも含むことは明かである。すでに国連は2005年に「乳幼児期（出生から8歳まで）における子どもの権利」に関する一般見解を出した。「子どもの成長発達には、子どもが外界に働きかけていく力（主体性）を尊重し、実現してくれる親および専門家（保育士や教師など）との人間関係（受容的な応答関係）が不可欠であること」を確認し、それを実現するための具体的な権利として、子どもの権利条約第12条の「意見表明権」を「子どもがありのままの意見・欲求を身近なおとなに表明し、それに適切に応答してもらう権利」と解釈している（国連「子どもの権利委員会」一般的注釈第7号』14、16）。

同条約は、4つの子どもの基本的権利を実現するために存在しており、個々の条文はすべて基本的権利を実現するためのものと解釈されるのが適当である。そうであれば、12条「意見表明権」も、かつて通説であったような「子どもに（主として社会的に）意見を言わせ、その内容を尊重することで子どもの主体性を保障する」ものでないことは明らかである。子どもの成長・発達の心理学的知見および上記の一般的注釈7号をあわせて考えるとき、12条「意見表明権」は、子どもが自らの尊厳と成長・発達を実現するために不可欠な「受容的な応答関係」を身近なおとなとの間につくる権利（子どもが自ら条約前文の“愛

情と幸福と理解のある環境”を実践するための権利)であることは疑いの余地がない。同条約13条「表現の自由」とは違う。

子どもたちが孤独のなかで苦しんでいる今こそ、12条「意見表明権」の意義を再確認する必要がある。子ども自らがこの12条「意見表明権」を行使し、自身の成長・発達に不可欠な受容的な応答関係を身近なおとなとの間に築くことで、①孤独と絶望に代えてその存在をありのままで抱えてもらい、自らの人間としての尊厳と主体性を確保し、②支配と服従と放任に代えて、将来の待ち人としてではなく今を幸せに生き、③自己肯定感と共感能力をもらって、自律的で道徳的な人間へと発達することができるのである。

【引用・参考文献】

- ・岡田尊司『生きるのが面倒くさい人 回避性パーソナリティ障害』pp124（朝日新聞出版 2016）
- ・岡田尊司『ADHDの正体ーその診断は正しいのか』（新潮社 2020）
- ・木附千晶「教師と子どもの関係の変容ー心理カウンセラーの視点からー」讃岐浩・世取山洋介編『新自由教育改革 その理論/実態と対抗軸』pp128-143（大月書店 2008）
- ・木附千晶・福田雅章『子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約ハンドブック』（自由国民社 2016）
- ・木附千晶「コロナ禍の奨学生 就職は決まっていない。秋から返済が始まるけど。」『週刊金曜日』2021年4月2日（1323号）
- ・国連「子どもの権利委員会」『一般的注釈第7号』14、16（2005）
- ・子どもの権利条約日本『子どもの権利条約に関する第4・5回日本政府報告国連審査に対するCRC日本報告書 意見表明権の新しい提言 新自由主義体制の中で自分らしさと他人（ひと）への思いを奪われる子どもたち』（CRC日本 2017）
- ・Sigel, D "Toward an Interpersonal Neurobiology of the Developing Mind: Attachment Relationships, Mind sight, and Neural Integration", Osofsky, J. D. & Schore, N. (Eds.) *Infant Mental Health Journal* (John Wiley & Sons, inc. 2000)
- ・福田雅章『国連「子どもの権利委員会」からの「勧告」を読み解く（一）－子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会の実践を踏まえて－』（一橋大学研究年報 法学研究32 1999）
- ・福田雅章『人間回復の理論と現実 原発事故から4年目のふくしま』（NPO法人シャローム 2014）
- ・Bowlby, J. (二木武監訳)『母と子のアタッチメント 心の安全基地』（第2版）（医歯薬出版 2004）
- ・遠藤利彦『アタッチメント理論の基本的枠組み アタッチメント 生涯にわたる絆』pp8-32（ミネルヴァ書房 2005）

第二部 児童福祉法改正、児童虐待防止法改正、民法改正および 関連法令の改正から見る子どもの権利条約

新島 一彦⁴

児童福祉法の改正

わが国が、平成 6(1994)年に「子どもの権利条約」⁵を批准してから 22 年が経過した平成 28 (2016) 年 5 月、児童福祉法が改正され、ようやく「児童（子ども）の権利条約の精神」や「子どもの最善の利益」という言葉が条文に盛り込まれた。

児童福祉法の理念規定は昭和 22(1947)年の制定当時から見直されておらず、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されること等が明確でないといった課題が指摘されていた。このため、児童福祉法において、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを総則の冒頭（第 1 条）に位置づけ、その上で、国民、保護者、国、地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障されることとされた（第 2 条）。

改正の概要

今回の改正は、先述した「1 児童福祉法の理念の明確化」とともに増加の一途をたどる児童虐待に対応するため「2 児童虐待の予防や迅速・的確な対応」、「3 被虐待児童への自立支援」に関することが盛り込まれている。

児童福祉法の理念の明確化

改正法において保育所に直接関係すると考えられるのは、まず 1 の児童福祉法の理念の明確化である。改正児童福祉法は、第 1 条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と権利条約に書かれている内容をはっきりと定めている。

子どもの権利は、まずは「愛される権利」から始まる。そして、「世界でたった一人しかいないあなた（子ども）が、輝きながら大きくなるための権利」であり、そのためには大人に「呼びかけ向き合ってもらう権利（意見表明権）」が一番大切なものである。

保育に携わる者は、毎日、このような思いを持って子どもたちと向き合っている。したがって、「権利条約」というと何か難しいものと考えがちだが、決して難しいことではない。

⁴ 平成国際大学名誉教授

⁵ 正式名称は「児童の権利に関する条約」であるが、本稿では「子どもの権利条約」と称する。

児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応

次に、保育所に関するものとして、児童虐待の早期発見や発生予防が挙げられる。保育士は毎日子どもたちと過ごしているので、ちょっとした子どもの変化に気付きやすい立場にいる。たとえば、お昼寝でパジャマに着替えるときや、泥んこあそびで裸になったときに、体の傷などに気が付く機会がある。また、いつもとは違う行動や言動に気付くこともある。このような変化を敏感に察知し、その原因を探ることにより、児童虐待の発見につながることになる。

そして、児童虐待が発見された場合、迅速・的確な対応が求められている。そこで改正法では、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の支援を一體的に提供する拠点を整備することとしている（10条の2）。

また、現在市町村には「要保護児童対策地域協議会」（要対協と呼ばれている）が設置され、児童相談所、警察、学校等の関係機関間の調整、協力要請などを行うことになっているが、実態として、関係機関の連携が十分でなく、個々の事案への対応に漏れが生じ、結果として深刻な事態に至ったケースが指摘されている。そこで、改正法では、要対協の機能を強化し、関係機関間の協力・連携を徹底するとともに、要対協の調整機関へ専門職（児童福祉司、保健師、保育士等）の配置を義務付けた（25条の2）。

民法 766 条の改正（平成 24（2012）年 4月 1 日施行）

民法は、私たちの生活に一番身近な法律である。民法は大きく分けると「財産法」と「家族法」という二つの分野に分かれている。買い物をしたり、アパートを借りたり、会社等に雇われたりするのは、すべて「契約」である。このような契約を中心とする財産関係について規定するのが「財産法」である。

もう一つは、結婚や離婚に関すること、親子関係に関すること、相続に関することなど、家族に関する事を規定する「家族法」である。このように民法は、生まれてから死ぬまでの人間の一生のことに関わることが書かれた法律である。

民法 766 条は、「家族法」の中にある条文で、離婚後の子どもの監護（監護とは実際に子どもの面倒を見て、通常必要な監督保護を行うこと）について定めるものである。改正前は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。」とされていて、「監護について必要な事項」という曖昧な表現になっていた。平成 23(2011)年の民法改正により、協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として、「父又は母と子との面会及びその他の交流」（面会交流）及び「子の監護に要する費用の分担」（養育費の分担）が明記された。そしてその際には、子どもの利益が最優先されなくてはならないことも明記された。これらは、子どもの権利条約の趣旨に沿う改正である。このように民法の中にも「子どもの最善の利益」という理念が盛り込まれたのである。

養育費について

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいう。一般的には、経

済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費などである。

親の子どもに対する養育費の支払い義務（扶養義務）は、親の生活に余裕がなくとも自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）である⁶。

婚姻中は、父母は子の親権を共同して行うが（共同親権：民法 818 条 3 項本文）、離婚の際には協議により父母の一方を親権者として定めなければならない（単独親権：民法 819 条 1 項）。

子どもがいる夫婦が離婚する場合、基本的にはどちらか一方が親権者となって子どもを養育することになるが、離婚により親権者でなくなった親であっても、また、子どもと離れて暮らすことになった親であっても、子どもの親であることに変わりはないので、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務がある。子どもに対し、親として経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることが大切である。

養育費をめぐる課題

養育費をめぐる課題として指摘されている点は主に 2 点ある。第 1 点は、父母は離婚後も子の養育費を分担する義務があるが、養育費の取り決めは協議離婚の要件とされていないことから、養育費の取り決めをする割合が低くなっていることである。第 2 点は養育費の支払い確保の問題である。

養育費をめぐる状況を見てみると、平成 23(2011)年の厚生労働省が実施した全国母子世帯等の調査結果⁷によれば、離婚後、母が子の親権者となる割合は近年 8 割弱になっているが、別れた父から養育費を受け取る取り決めをしているのは、37.7%にすぎない。実際に養育費を受け取っている母子世帯は 19.7%にすぎず、過去に養育費を受け取っていた例を含めても、35.5%である。調停・審判・裁判離婚の場合、養育費の取り決めが行われる割合は 74.8%であるが、離婚の 9 割を占める協議離婚の場合には 30.1%にすぎない。支払われている額の統計を見ると、1 世帯平均月額は約 4 万円である。

養育費の算定方法については、平成 15(2003)年から「養育費の簡易算定表」⁸が利用され、一定の目安とされている。算定表の基本的な仕組みは、例えば、子が母親と暮らしている場合、もし父と同居していたと仮定すれば、子のために費消されていたはずの生活費がいくらであるかを計算し、これを父と母の収入の割合で按分し、父が払うべき養育費の額を定める、というもので、生活保持義務の考え方による。しかし、この算定表については、金額が低すぎるという批判があり、日弁連が平成 28(2016)年に新たな算定方式と算定表を発表している⁹。また、最高裁判所の司法研修所は、2019 年 12 月 23 日に新しい

⁶ 扶養義務には、「生活保持義務」と「生活扶助義務」の 2 種類があるとされる。夫婦間や未成熟子に対する親の扶養義務は「生活保持義務」とされ、互いの生活を同等のものとしなければならない。一方生活保持の関係にあるものを除く 3 親等内の親族間では、自己の相当な生活を保持した上で、余力がある限りで、要扶養者が生活を営むに足りる扶養をする義務を負う。高橋朋子・床谷文雄・棚村政行「民法 7 親族・相続」第 5 版（有斐閣、2017 年）234 頁参照。

⁷ 厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果」（2012 年）参照。

⁸ 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案—」判例タイムス 1111 号 285 頁。「算定表」は第 1 表から第 19 表で構成され、子どもの年齢や子どもの数に応じて適用される。

⁹ 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編「養育費・婚姻費用の新算定マニュアル」日本加除

算定を公表した¹⁰。

第2点の養育費の支払い確保については、養育費の取り決めが行われたとしても、実際の支払がされない場合、いかにその支払を確保するかという問題である。平成15(2003)年に強制執行の特例が創設され、義務者による養育費の支払が遅れるなどした場合、既に確定期限の到来している分および未到来分について、確定期限の到来後に弁済期が来る給料などを差し押さえることが認められた（民事執行法151条の2第2項・152条3項）。また、平成16(2004)年には、より実効性のある履行確保の制度化のために、養育費の支払わない義務者に制裁金として一定金額を支払わせる間接強制が認められた（民事執行法167条の15）。

なお、欧米諸国においては、給料からの天引き制度が導入されており¹¹、日本においても預貯金口座を裁判所が銀行などに照会できる制度が新設された¹²。

面会交流について

「面会交流」とは、離婚や別居により子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さん（非監護親という）が子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、話をしたり、食事をしたり、宿泊したりあるいは電話や手紙などの方法で交流することをいう¹³。

改正前の民法には、面会交流に関する直接の規定がなかったため、家庭裁判所の実務により、「面接交渉」として認められてきた¹⁴。最高裁も、離婚の際だけではなく、離婚後及び別居中のいずれの場合にも、民法766条の類推適用により、面会交流を認めてきた¹⁵。

その後、2011年の改正により、民法766条において父母が協議離婚するときは「父又は母と子との面会及びその他の交流」について協議で定め、協議が調わないときは、家庭裁判所が定める、と明記された。その際には、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とされた。

子どもは、両親の離婚という大きな出来事を経験して「自分が悪いことをしたのでこんなことになってしまったのではないか?」「自分を嫌いになっていなくなってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになったりする。面会交流は、そんな子どもに、父母それぞれの立場から「あなたが悪いんじゃないよ。」「離れて暮らしているけど、どちらの親もあなたのこと好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法である。

出版、2017年)参照。

¹⁰ https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

¹¹ イギリスにおける制度導入の紹介については、新島一彦「イギリスにおける離婚後の子の養育費の確保について -The Child Support Act 1991 の概観-」続現代民法学の基本問題 内山尚三、黒木三郎、石川利夫先生 古稀記念 第一出版社（1993年）参照。

¹² 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律

公布日令和元年5月17日(法律第2号)。民事執行法197条を改正し、公正証書により養育費の支払いを取り決めた者等も債務者に対する財産開示手続きが可能となった。また、同法207条を新設し、銀行等の金融機関に対して、債務者の預貯金に関する情報を取得できるようになった。令和3年5月1日全面施行。

¹³ 二宮周平編「面会交流支援の方法と課題」(法律文化社、2017年)

¹⁴ 東京家裁 昭和39年12月14日審判・家月17巻4号55頁

¹⁵ 最高裁昭和59年7月6日決定・家月37巻5号35頁。最高裁平成12年5月1日決定・民集54巻5号1607頁。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとって父母はともにかけがえのない存在である。面会交流は、そんな子どものために行うものである。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上で大きな力となる。(第一部末附論文参照)

子どもの権利条約 9 条 1 項では、締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保するとし、同条 3 項では、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重すると定めている。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

児童虐待により児童が死亡する悲惨な事件が多発していることを背景に、2019 年 6 月 19 日に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。

改正の概要は、①児童の権利擁護、②児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化、③検討規定その他所要の規定の整備である。

児童の権利擁護について特筆すべきことは、親権者による体罰を禁止したことである(児童虐待防止法第 14 条改正)。いわゆる「しつけ」の名のもとで行われる体罰を禁止する旨を明記したのである。

児童相談所の体制強化については、児童福祉司の数や、児童相談所の設置を増やすこととしている。

懲戒権（民法 822 条）の見直しについて

民法 822 条は、「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができる。」規定している。この規定は、親権者に懲戒権が与えられており、「しつけ」と称して体罰につながることが問題となっている。そこで法務大臣は「懲戒権」の在り方について、法制審議会民法（親子法制）部会に親権に関する見直しを諮問し¹⁶、令和 3（2021）年 2 月に「中間試案」が公表された¹⁷。この試案では、1 懲戒権に関する規定の見直しと 2 監護及び教育に関する一般的な規律の見直しが提案されている。

* * * * *

(中間試案の該当部分の抜粋)

1 懲戒権に関する規定の見直し

【甲案】民法 822 条を削除する。

¹⁶ 法制審議会第 184 回会議（令和元年 6 月 20 日開催）

¹⁷ 法制審議会民法（親子法制）部会第 14 回会議（令和 3 年 2 月 9 日開催）

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00053.html

【乙案】民法 822 条を次のように改める。

親権を行う者は、その子に対し、第 820 条の規定による監護及び教育のために必要な指示及び指導をすることができる（注 1）。ただし、体罰を加えることはできない（注 2）（注 3）。

【丙案】民法 822 条を次のように改める。

親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

（注 1）「指示及び指導」に代えて、「指示及び助言」とすることについて、引き続き検討

する。

（注 2）（注 1）において「指示及び助言」を採用した場合には、ただし書きの規律を設けないことも考えられる。

（注 3）【乙案】及び【丙案】における「体罰」は、⑦子に肉体的な苦痛を与えること、

①その肉体的苦痛が子の問題行動に対する制裁として行われることを要素とするものであり、殴る、蹴るといった暴力のみならず、例えば、長時間正座させること、食事を与えないことなども含み得ることを前提としている。

2 監護及び教育に関する一般的な規律の見直し

(1)懲戒権に関する規定の見直しに伴い、親権者の一般的な権利義務を定めた民法 第 820 条を次のように改める。

①親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う（注 1）。

②親権を行う者は、①の監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない（注 2）。

(2)居所指定権を定める民法第 821 条及び職業許可権を定める民法第 823 条を見直すことについては、慎重に検討する。

（注 1）「権利を有し、義務を負う」に代えて、「義務を負い、権利を有する」とすることについて引き続き検討する。

（注 2）児童虐待の防止等に関する法律第 2 条の「児童虐待」に当たるものはもとより、「児童虐待」に至らないものの、罵詈雑言等の子の人格を傷付けるような行為についても、民法第 820 条の「監護及び教育」の範囲には含まれず、親権の行使として許容されないことを前提としているところ、②の規律を設けることにより、この点がより明確になるものと考えられる。

* * * * *

その後、令和 3（2021）年 11 月に開催された会議では、以下のような要綱案のたたき台

が示されている¹⁸。

第1 懲戒権に関する規定の見直し

1 民法第822条を削除し、同法第821条を同法第822条とする。

2 民法第821条に次のような規律を設けるものとする。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

このように、子どもの人格の尊重と体罰を禁止する規定を民法にも設けることが検討されており、子どもの権利条約への理解が進んでいることが窺える。

特別養子制度の改正

今回の児童福祉法等の改正に先立ち、特別養子制度の改正がなされている（令和元年6月7日成立）。特別養子制度は、昭和62年に家庭に恵まれない子に温かい家庭を提供して、その健全な養育を図ることを目的として創設された、専ら子どもの利益を図るための制度である。

現在、児童養護施設等には、保護者がいないことや虐待を受けていることなどが原因で、多数の子が入所している。その中には、特別養子縁組を成立させることにより、家庭において養育することが適切な子も少なくないと指摘されている。そこで、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、この制度をより利用しやすいものとする必要があった。今回の改正では、特別養子制度の利用を促進するために、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げるとともに、特別養子縁組の成立の手続を二段階に分けて養親となる者の負担を軽減するなどの改正をしている¹⁹。

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改定

「保育所保育指針」²⁰、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」²¹、「幼稚園教育要領」²²が改定され、2018年4月から同時に施行された。これらのいわゆる「3文書」は、同じ時期に改定されただけでなく、その基本的な内容をできるだけ同一にする（整合性を図る）、という方向で作成されたことに大きな特徴がある²³。そしてこの3文書

¹⁸ 法制審議会民法（親子法制）部会第22回会議（令和3年11月30日開催）
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00102.html

¹⁹ 法務省「民法等の一部を改正する法律（特別養子関係）について」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00248.html

²⁰ 厚生労働省告示第117号、平成29年3月31日

²¹ 内閣府、文部科学省告示第1号、厚生労働省、平成29年3月31日

²² 文部科学省告示第62号、平成29年3月31日

²³ 汐見稔幸・無藤隆監修「保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要

の内容の至る所に子どもの権利条約の主旨がちりばめられている。

一つの例として、権利条約の中で最も注目すべき権利である「愛される権利」について見てみよう。愛される権利は第12条の意見表明権として保障されている。子どもが調和のとれた人格へと成長・発達するためには、身近なおとなに愛されが必要である(木附論文参照)。愛されることとは、おとのとの受容的な応答関係を形成することである。

○保育所保育指針では、「乳児保育に関わるねらい及び内容」の項目において以下の記述がある。

イ身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」の項目において以下の記述がある。

園児一人一人の置かれている状態や発達の過程などを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うこと。

園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。

○幼稚園教育要領では、第1章総則の第1幼稚園教育の基本における記述

1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に發揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるようにすること。

関連法令の改正

日本が子どもの権利条約を批准した1994年当時、日本の法律の中では、子どもの権利条約を根拠法として位置付けた法律や、子どもの権利条約を明記した法律はなかった。²⁴ここでは、最近成立したものや改正が行われた法令において、子どもの権利条約の趣旨を取り入れた改正があるものを見ていく。

領 解説とポイント」(ミネルヴァ書房、2018年) i頁参照。

²⁴ 佐々木幸寿、牛 玄「学校教育における教育基本法と子どもの権利条約の意義－普通教育における学習権保障の二つの法体系－」東京学芸大学教職大学院年報 第8巻3頁 2019年。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律²⁵

平成 28（2019）年に成立した、いわゆる「教育機会確保法」と呼ばれる法律で、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間などに授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務などを規定したものである。

第 1 条（目的）において、「教育基本法及び児童の権利に関する条約等教育に関する条約の趣旨にのっとり」と規定し、義務教育の根本法である教育基本法と並ぶものとして、子どもの権利条約を位置付けている。

子ども・若者育成支援推進法²⁶

平成 21（2009）年に成立した法律で、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることの二つを主な目的としている。とりわけ、ニートやひきこもり等に対して関係機関が現場レベルにおいてより一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色となっている。この法律は、国連・子どもの権利委員会から「条約のあらゆる側面を包含した子どもの権利に関する基本法の制定」²⁷を要求されたことにより制定されたものである。

第 1 条（目的）において、「この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり・・・以下略」と規定し、子どもの権利条約の趣旨の実現を目指している。

子どもの貧困対策の推進に関する法律²⁸

子どもの貧困対策の実効をはかるために平成 25（2013）年に制定された法律で、令和元（2019）年に改正が行われた。この改正において、「児童の権利に関する条約の精神にのっとること」「子どもの意見を尊重し、最善の利益を優先して考慮すること」が明記された（第 1、2 条）。

「子どもの権利」の実現に向かって

「子どもの権利」の典型的なものとして、①自己決定権を有していない子どもが、ひとりの人間として尊重される権利（尊厳の確保）、②「子ども期」を待ち人としてではなく、今の自分を豊かに生きる権利（成長する権利）、③自分らしく生き、他人のことも考えられるようなおとなになれる権利（発達する権利）、④これら 3 つの大切な権利を子どもが自らの力で達成するために不可欠な「自分の思いや願いを自由に出し、それと向き合ってもらって、成長・発達の場で出会う身近なおとなと受容的な応答関係をつくる権利」（意見表明権）〔簡単に言うと“ねえねえ”と呼びかけられたら“なあに？”と答える関係〕という 4 つ

²⁵ 平成 28 年 法律第 105 号

²⁶ 平成 21 年 法律第 71 号、平成 27 年改正

²⁷ 第 2 回国連子どもの権利委員会最終所見、パラグラフ 10、11 参照。

²⁸ 平成 25 年法律第 64 号 令和元年改正。

の基本的な権利がある。子どもの権利条約に定められている、そのほかのたくさんの権利は、すべてこの4つの権利と深くかかわって必要とされるものである²⁹。

このような4つの基本的な権利の内容は、実は、私たちは毎日の保育・教育の中でいつも心がけている、あるいは心がけようとしていることではないだろうか。すなわち、毎日の保育・教育にしっかり取り組むことが、子どもの権利の実現につながっているのである。

「権利」とか「条約」というと堅苦しい感じがするが、子どもが健やかに成長することを確かなものにするものだ、と考えればよいと思う。

児童福祉法の改正や民法の改正および関連法令の改正により、子どもの権利条約の趣旨が明記され、「子どもの最善の利益」や「子どもの意見表明権」を基本理念とすることの大切さの理解がさらにすすむことが期待される。

²⁹ 木附千晶・福田雅章「子どもの権利条約ハンドブック」（自由国民社、2016年）130頁参照。